

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案新旧対照条文

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）            第八十四条の六（略）            258（略）            9 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（一）カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第号）第二十一条第一項（登記）の委員」とする。</p>	<p>（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）            第八十四条の六（略）            258（略）            （新設）</p>